

下記のとおり、誤記がありましたので訂正いたします。

協定名	資料名	項目	誤	正	リンク
令和2年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（排水ポンプ設備）に関する基本協定	公告	2. 参加資格要件	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、平成31・32・33年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	<p>(3)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、令和01・02・03年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	(修正版)公告
	協定説明書	4. 参加資格要件	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、平成31・32・33年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	<p>(3)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、令和01・02・03年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	(修正版)協定説明書

協定名	資料名	項目	誤	正	リンク
令和2年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事(堰・水門設備)に関する基本協定	公告	2. 参加資格要件	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、平成31・32・33年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、令和01・02・03年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	(修正版)公告
	協定説明書	4. 参加資格要件	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、平成31・32・33年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、令和01・02・03年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	(修正版)協定説明書

協定名	資料名	項目	誤	正	リンク
令和2年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事(小形水門設備)に関する基本協定	公告	2. 参加資格要件	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、平成31・32・33年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、令和01・02・03年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	(修正版)公告
	協定説明書	4. 参加資格要件	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、平成31・32・33年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、令和01・02・03年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	(修正版)協定説明書

協定名	資料名	項目	誤	正	リンク
令和2年度 災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定	公告	2. 参加資格要件	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、平成31・32・33年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	<p>(3)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、令和01・02・03年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	(修正版)公告
	協定説明書	4. 参加資格要件	<p>(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、平成31・32・33年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	<p>(3)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、令和01・02・03年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。</p> <p>また、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。</p>	(修正版)協定説明書

協定名	資料名	項目	誤	正	リンク	
遠賀川河川事務所管内における災害時等 応急対策業務(【協定①】 有人・無人航空レーザ 測量、【協定②】 有人・無人航空写真 撮影)に関する基本 協定	公告	1. 基本協定の概要等	(6)基本協定の継続について(令和3年度以降の協定手続き) ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。 <u>この場合、3月1日までに連絡する。</u>	(6)基本協定の継続について(令和3年度以降の協定手続き) ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。	(修正版)公告	
		2. 基本協定締結のために必要な要件	(2)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。) なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。 また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。	(2)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。 また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。		
	協定説明書	3. 基本協定の概要等	(6)基本協定の継続について(令和3年度以降の協定手続き) ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。 <u>この場合、3月1日までに連絡する。</u>	(6)基本協定の継続について(令和3年度以降の協定手続き) ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。		(修正版)協定説明書
		4. 基本協定締結のために必要な要件	(2)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。) また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。	(2)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。 また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。		

協定名	資料名	項目	誤	正	リンク
遠賀川河川事務所管内における災害時等 応急対策業務(流出 解析等)に関する基 本協定	公告	1. 基本協定の概要等	(6)基本協定の継続について(令和3年度以降の協定手続き) ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。 <u>この場合、3月1日までに連絡する。</u>	(6)基本協定の継続について(令和3年度以降の協定手続き) ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。	(修正版)公告
		2. 基本協定締結のために必要な要件	(2)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(<u>会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。</u>)。 なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。 また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。	(2)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。 また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。	
	協定説明書	3. 基本協定の概要等	(6)基本協定の継続について(令和3年度以降の協定手続き) ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。 <u>この場合、3月1日までに連絡する。</u>	(6)基本協定の継続について(令和3年度以降の協定手続き) ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。	(修正版)協定説明書
		4. 基本協定締結のために必要な要件	(2)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(<u>会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。</u>)。 なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。 また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。	(2)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 なお、令和2年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。 また、基本協定締結後に一般競争(指名競争)参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。	